

2009年度
倒産法講義
民事再生法 7

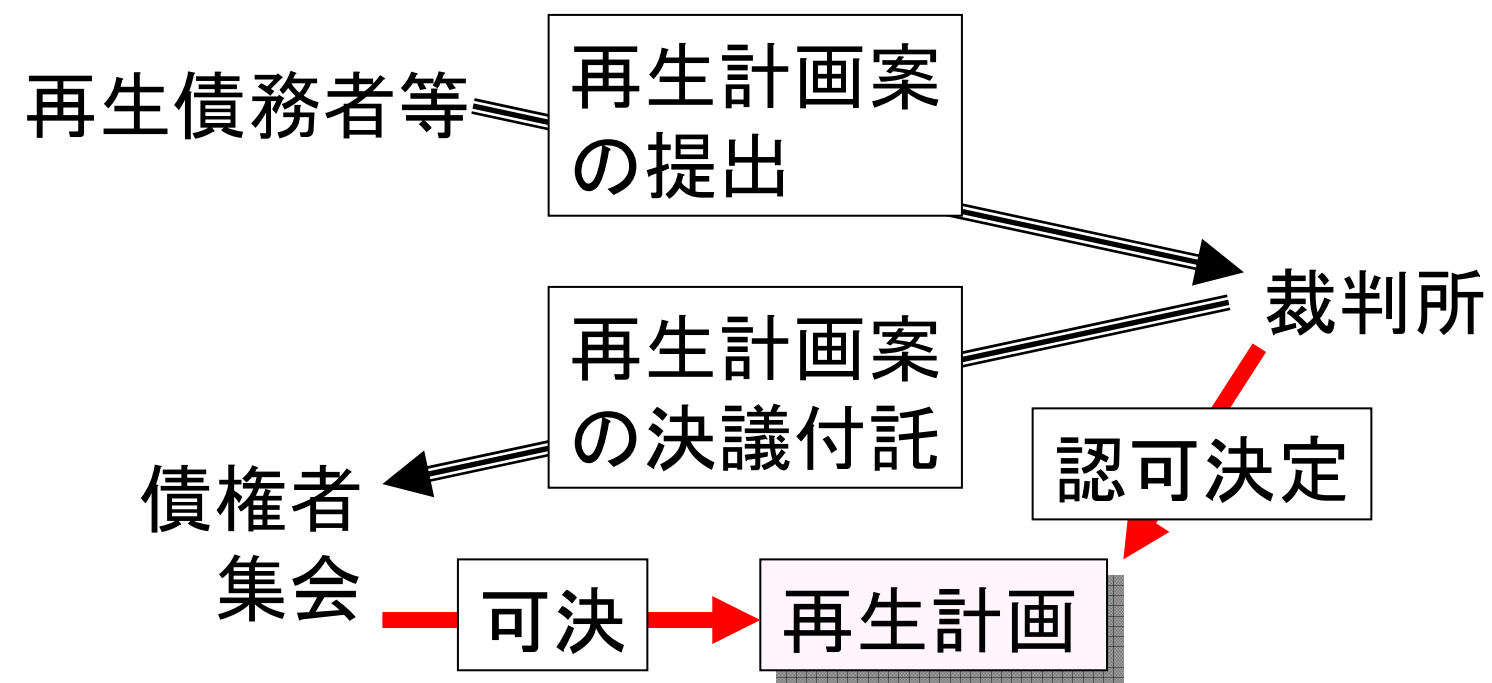
関西大学法学部教授
栗田 隆

倒産法講義 民事再生法 第7回

第7章 再生計画

1. 再生計画の条項（第154条—第162条）
2. 再生計画案の提出（第163条—第168条）

再生計画の発効までの流れ



認可決定の確定により、
再生計画は効力を生ずる

再生計画の条項（154条）

- 絶対的記載条項（1項）
 1. 再生債権者の権利の変更（1号） 変更できないものもあるので、「全部または一部」
 2. 共益債権及び一般優先債権の弁済（2号）
 3. 知っている開始後債権の内容（3号）
- 記載を効力発生要件とする条項（2項以下）
 1. 債権者委員会の活動費用の負担（2項）
 2. 株式の（消却のための）取得、株式の併合、資本金額の減少、発行可能株式数に関する定款の変更（3項）
 3. 譲渡制限株式（新株又は自己株式）の募集（4項）

任意的記載事項

- 事業の再生あるいは組織の再生のために有益なその他の事項。今後の事業方針、組織上の事項など。
- これらについては、記載によって特別の効力が生ずるわけではないが、
- 記載されれば再生計画の一部として、計画の遂行可能性に関する裁判所の判断の対象になり（174条2項2号）、再生債務者等は遂行義務を負う（186条）。

権利の変更に関する条項の内容（155条）

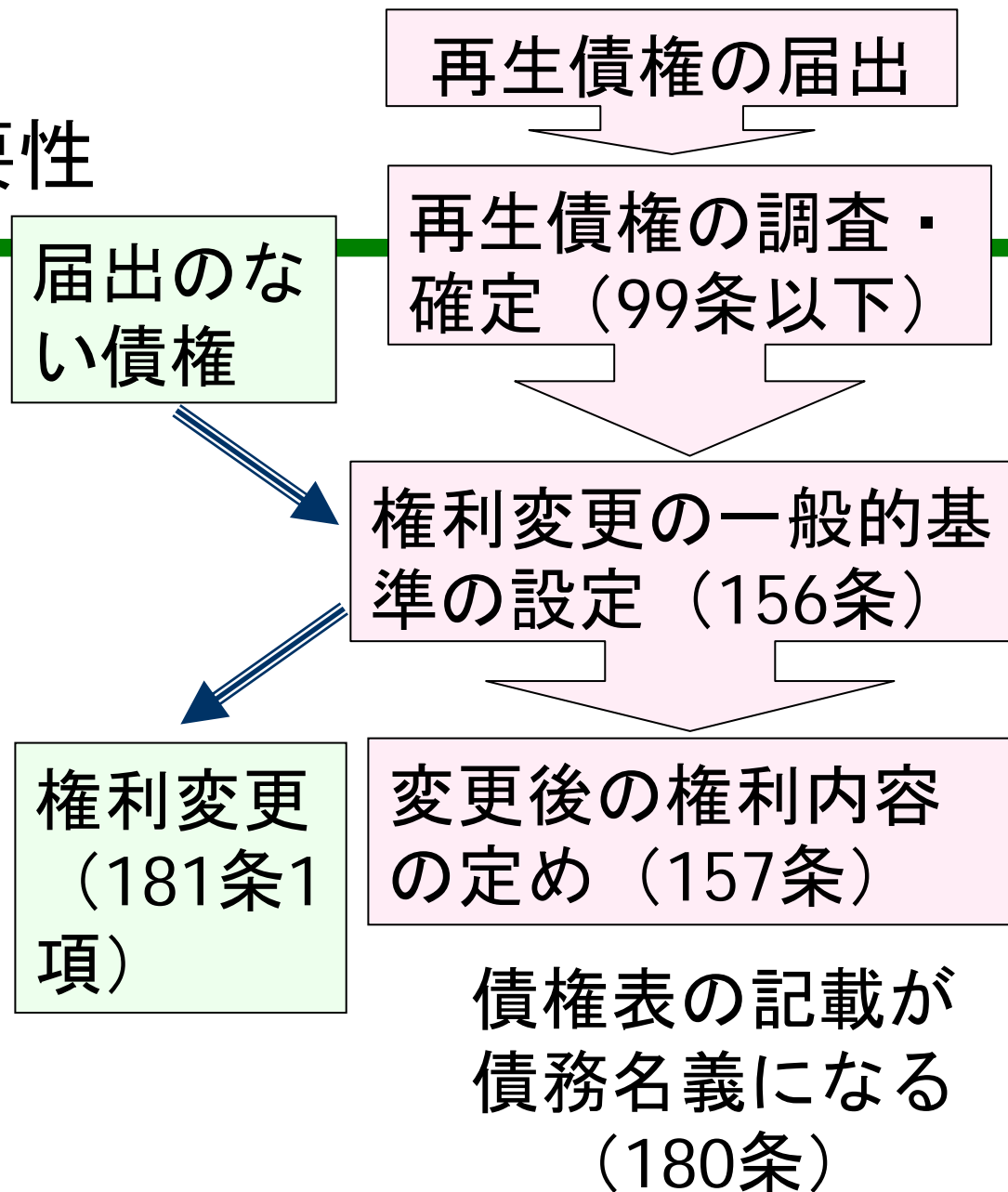
- 債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更を定める。
原則として10年以内に弁済する（155条3項）
- 平等原則（1項）
- 例外1 （1項ただし書）
 1. 不利益を受ける債権者の同意があるとき 親会社の劣後など
 2. 別段の定めをしても債権者間の衡平（実質的平等）が害されないとき
- 例外2 約定劣後再生債権の衡平な劣後（2項）
- 例外3 罰金等の変更不可（155条4項）

債権者間の衡平が害されない場合の例

- 少額債権の優遇　これにより、少額債権者との取引関係が維持され、事業の再生がしやすくなり、結果的に他の再生債権者への弁済額も高まる場合には、その優遇は衡平を害しない。個々の債権者の債権額にかかわらず、一定額まで100%弁済する形で、少額債権を優遇することもある。
- 手続開始後の利息等の劣後
- その他　155条1項ただし書の「これらの者」は広く再生債権者を指す。再生債務者の事業により被害を受けた者の損害において他の再生債権者が利益を受けていた場合に、その不法行為債権と他の債権者との間に差を設けることなど。

一般的基準の必要性

届出のない債権であっても再生債務者が免責されないものがあるので（181条1項）、一般的基準（原則と例外の双方）を定めて、権利変更が一意的に定まるようにしておく必要がある。



債務の負担及び担保の提供に関する定め (158条)

- 再生債務者以外の者が、債務者の再生のために（＝再生計画により変更された権利の履行を確保するために）、
 1. 債務を引き受ける場合（1項） 免責的債務引受けも許される。
 2. 保証人となる場合（1項）
 3. 担保（物的担保）を提供する場合（2項）等には、その内容を明示する。
- 負担を負うべき者の書面による同意を予め得て、裁判所に提出する（165条、規則87条）。
- 再生債権者表にも記載し、その記載は、債務名義の効力を有する（180条1項・3項）。

未確定の再生債権等に関する定め（159条）

下記のような再生債権が存在する段階でも再生計画の立案を可能にし、かつ、確定済み債権者との平等を確保するための規定である。

1. 未確定債権 権利確定の可能性を考慮し、適確な措置（確定債権との平等を確保するのに適した措置）を定める（159条）。
2. 不足額未確定の別除権者の権利 不足額が確定した場合における権利行使に関する適確な措置を定める（160条1項）。
3. 根抵当権について、被担保債権額 $>$ 極度額の場合には、差額（当然不足額）について仮払いの定めをすることができる（160条2項）。

株式会社である再生債務者の資本構成の変更

| 既存株主の権利の縮小 | 新規の資本注入 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 株式償却の前提としての自己株式の強制取得（161条1項）● 株式の併合（161条2項）● 資本金の額の減少（161条3項） | <ul style="list-style-type: none">● 譲渡制限付き募集株式（保有している自己株式または新株）を引き受ける者の募集（162条。会社法199条2項・309条2項5号の総会決議が不要になる。公開会社について会社法201条1項に注意） |
| <ul style="list-style-type: none">● 発行可能株式数についての定款の変更（減少の場合につき会社法113条2項、増加の場合につき会社法113条3項に注意） | |

再生計画案の提出時期（163条）

| | | |
|----------------------------------|-----------------------|----|
| ● 再生債務者等 | 債権届出期間の満了後裁判所ので定める期間内 | 義務 |
| ● 再生債務者（管財人選任事件の場合） ● 届出再生債権者 | 裁判所ので定める期間内 | 権利 |

監督委員が選任されている事件について、再生計画の提出をその同意事項（54条2項）とする運用は行われていない。

再生計画案の事前提出（164条）

- 再生手続開始申立て前から再建計画について話し合いがなされていることを考慮しての規定である。
- 157条・159条所定事項は定めず提出して、後で補充することもできる（2項）
- 156条の一般的基準は記載しなければならないが、裁判所の許可を得て修正することができる（167条）

利害関係人の同意（165条）

| 条項 | 同意権者 |
|-------------------------|----------------|
| 債務者の再生のための 債務引受、担保提供 | 債務負担者 担保提供者 |
| 根抵当権者の当然不足 額の仮払い | 根抵当権者 |

あらかじめ裁判所の許可を得なければならない条項
(166条・166条の2)

計画に定めることにより総会決議が不要になるので、
裁判所の許可が必要とされている。

| 条項 | 提出権者 | 要件 |
|-------------------------|---------|---------------------|
| 株式の強制取得に関する条項（154条3項） | | 債務超過 |
| 譲渡制限株式の募集を定める条項（154条4項） | 再生債務者のみ | 債務超過、事業継続に不可欠であること等 |

その他

- 再生計画案の修正（167条）
 1. 裁判所の許可を得て、修正することができる。
 2. 再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、修正できない。
- 再生債務者の労働組合等の意見（168条）